

第1回懇談会での主な御意見・御質問等

- (1) (仮称) 前潟駅の新設 1
- (2) 交通対策 3
- (3) 上厨川地区土地区画整理事業跡地の土地利用
 - ア 「地区計画」の策定による総合的な整備 5
 - イ 廃棄物エネルギーの利活用による地域振興 10

(1) (仮称)前潟駅の新設

盛岡市建設部交通政策課

第1回懇談会でお寄せいただいた 主な御意見・御質問等について

No	内 容
①	駅を整備する際の費用は、どのように確保するのか。
②	駅の新設について、まだ情報を知らない方もいるので、説明して欲しい。

盛岡市建設部交通政策課

① 駅を整備する際の費用は、どのように確保するのか。

(回答)

- 新駅については、これまで地元の皆様からの要望も受け、様々な調査を行ってきたところであり、必要な乗車人員が見込まれ、事業効果も十分にあると推計されています。
- 新駅整備に要する費用は、総事業費が約11億円と多額であり、市のお金だけではなく、国の補助金や交付金などを活用しながら、整備を進めます。
- また、市全体の中で検討しながら、早期に整備できるよう進めます。

② 駅の新設について、まだ情報を知らない方もいるので、説明して欲しい。

(回答)

- 具体の場所など、駅の新設に関する情報などについては、地域の皆様への説明が必要と考えています。
- 全体のまちづくりの中で検討しながら、整備の進展に伴い、地域の皆様に説明してまいります。

(2) 交通対策

盛岡市建設部交通政策課

第1回懇談会でお寄せいただいた 主な御意見・御質問等について

	内 容
①	計画道路すべての整備は難しいと思うので、一部区間だけでも整備を進めてほしい。
②	土淵地域内の渋滞状況も調査した上で、道路整備等を検討して欲しい。

盛岡市建設部交通政策課

① 計画道路すべての整備は難しいと思うので、一部区間だけでも整備を進めてほしい。

(回答)

- 「盛岡広域都市圏将来道路網基本計画」における計画路線の未整備路線の中から、必要な路線について、平成32年度に策定を予定している新整備プログラムへの位置付けを検討し、整備を図ります。
- また、渋滞対策については、駅の新設により、鉄道等の公共交通利用の促進を図りながら、自動車交通の削減を進めます。

② 土淵地域内の渋滞状況も調査した上で、道路整備等を検討して欲しい。

(回答)

- 整備が必要な路線の選定については、平成32年度に予定している新プログラムの策定のなかで、渋滞調査など様々な検討をしながら行います。

(3) 上厨川地区土地区画整理 事業跡地の土地利用

ア 「地区計画」の策定による 総合的な整備

盛岡市都市整備部市街地整備課

第1回懇談会でお寄せいただいた 主な御意見・御質問等について

No	内 容
①	速やかに用途変更の手続きを行い、「市街化調整区域」から「市街化区域」への編入を進めてほしい。
②	市が何の指導責任も無く認可取消を行ったのは、焼却場ができるからということなのか。
③	組合の債務が残っている中での跡地の開発は考えられないのではないか。
④	組合債務は、清算人が積極的に債権処理に努めるべき。
⑤	防災上・防犯上、このままにしておく訳にはいかない。

盛岡市都市整備部市街地整備課

① 速やかに用途変更の手続を行い、「市街化調整区域」から「市街化区域」への編入を進めてほしい。

(回答)

- ・ 市街化調整区域における「地区計画」の手法を活用するなど、地権者の方々と協議しながら、まちづくりを検討します。

【参考】 都市計画区域の見直しについて

- 1) 組合設立認可前, 施行中, 認可取消後
⇒ 市街化調整区域に変更なし
- 2) 事業施行中の土地利用計画
⇒ 上位計画に基づき, 流通業務・工業系
- 3) 市街化区域への編入
⇒ 現状では極めて困難

※ 市街化区域とは、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域です。

② 市が何の指導責任も無く認可取消を行ったのは、焼却場ができるからということなのか。

(回答)

- ・ 市は、組合に対して、次のとおり指導監督を行ってきましたが、組合からの申出や、法令に基づく手続の結果、組合設立認可取消を行ったものです。

【参考 認可取消の経過】

- 1) 事業が頓挫した主な理由
⇒ 事業資金不足と債務弁済の滞り
- 2) 市による検査と勧告(～平成27年まで)
⇒ 検査1回, 勧告7回(総会開催, 予算決算)
- 3) 平成28年10月
組合から, 市に対し, 事業継続が困難との申出
「事業収束のお願い(書面)」が市に提出される。
- 4) 平成28年11月
市が, 組合の事業及び会計について検査したところ,
違反(定期総会, 事業計画変更の未実施)が確認され
たため, 「違反是正命令」を発出
- 5) 平成28年12月
法令手続(聴聞)により, 組合から市に対し, 「違反是
正命令に対応できない」との回答
- 6) 平成29年2月15日(認可取消公告)
市は, 組合が「違反是正命令」に対応できないことを
理由に, 組合設立の認可を取消
- 7) 平成29年2月16日
組合は, 「土地区画整理事業を実施する組合」から
「債務処理を専らとする清算組合」に移行し, 清算人
(旧理事)がその職務に当たることとなった。
- 8) 平成29年4月, 7月(地権者説明会)
清算人から組合員に対し, 組合設立の認可取消及び
清算組合としての方向性(債務処理等)について説明

③ 組合の債務が残っている中での跡地の開発は考えられないのではないか。

(回答)

- ・ 跡地の土地利用は、市街化調整区域であっても、「公共施設」の整備や、「地区計画」に基づくまちづくりであれば、土地利用が可能です。

【参考 組合債務と土地利用の関係】

1) 組合の債務は、法人である組合が負うものであり、組合員に組合債務の弁済義務はありません。

※ ただし、組合総会で、賦課金徴収が議決されれば、組合員の金銭負担が生じる場合があります。

2) 組合債務と個人の土地利用は無関係です。

④ 組合債務は、清算人が積極的に債権処理に努めるべき。

(回答)

- ・ 債務処理は、清算人(旧理事)の職務です。

【参考 清算中の組合の能力と清算人の職務】

土地区画整理法では、清算中の組合の能力と清算人の職務について、次のように定めています。

1) 解散した組合は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまでは、なお存続するものとみなす。

2) 清算人の職務は、「現務(決算報告、清算総会)の終了」と「債務の弁済」

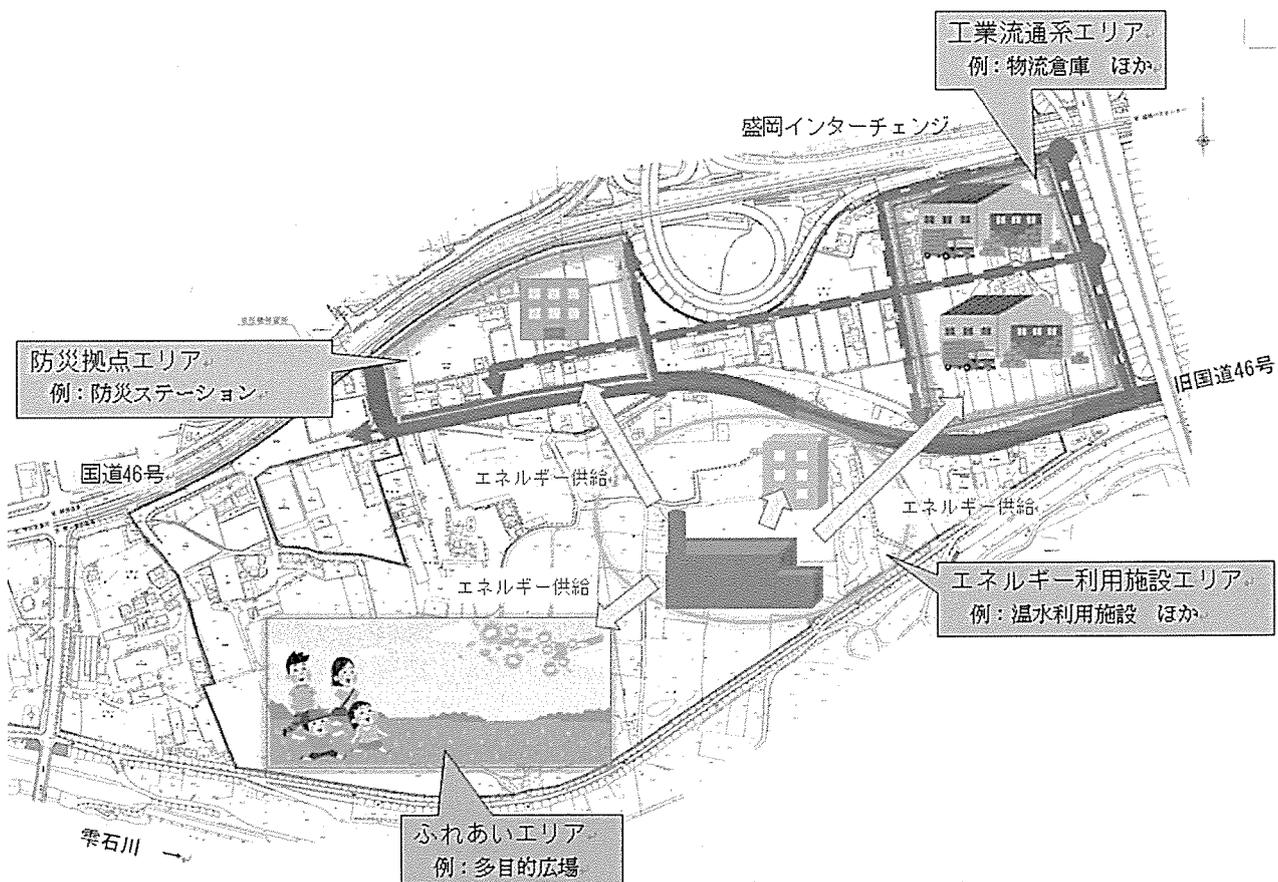
⑤ 防災上・防犯上、このままにしておく訳にはいかない。

(回答)

- ・ 地域の皆様からも、生活環境の改善を早急に求める要望が寄せられており、土地利用に併せた環境改善対策が必要と考えています。

【参考 跡地の課題】

- 1) 水田, 畑の未耕作(旧国道46号以南の区域)
⇒ 草木が繁茂, 野火や鳥獣被害の発生
- 2) 用排水路の滞留(既存住宅周辺)
⇒ 生活排水による悪臭
- 3) 狭隘道路



(3) 上厨川地区土地区画整理 事業跡地の土地利用

イ 廃棄物エネルギーの利活用 による地域振興

盛岡市環境部ごみ処理広域化推進室

第1回懇談会でお寄せいただいた 主な御意見・御質問等について

No	内 容
①	なぜ、焼却施設を1つに集約して、広域で処理するのか。
②	焼却施設や運搬車両からの排気ガスが「ぜん息」や「公害」の原因になっているのではないか。
③	説明会の対象範囲を最初から土淵地域全体にしなかったのはなぜか。
④	焼却施設が、ふれあいや賑わいのあるまちづくりに貢献するのか、理解できない。
⑤	秋田市の施設周辺には学校や商業店舗もあるが、色々な問題があるとは聞いていないので、施設を案内してほしい。
⑥	「ごみ処理施設建設の反対署名」は無視するのか。

盛岡市環境部ごみ処理広域化推進室

① なぜ、焼却施設を1つに集約して、広域で処理するのか。

現在の可燃ごみ処理



共通課題②

- 施設更新に伴う財政負担
- 施設規模の見直し
 - ・人口減少・少子高齢化社会
 - ・リサイクル推進によるごみ量の減少

比較検討

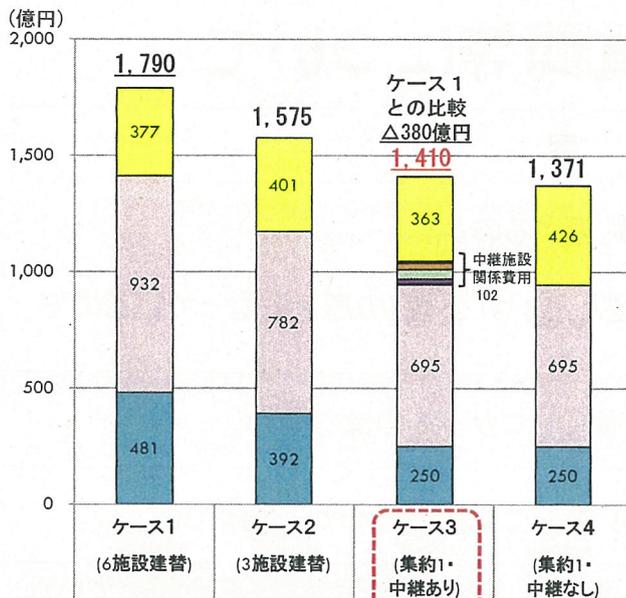
今の施設を建て替えしたほうがいいのか？
施設を集約して広域処理したほうがいいのか？

集約化により費用・環境面にメリットがある
「1施設集約による広域処理」を判断

※新焼却施設の稼働は2029年を予定

費用(LCC)・環境負荷(LCA)の比較検討

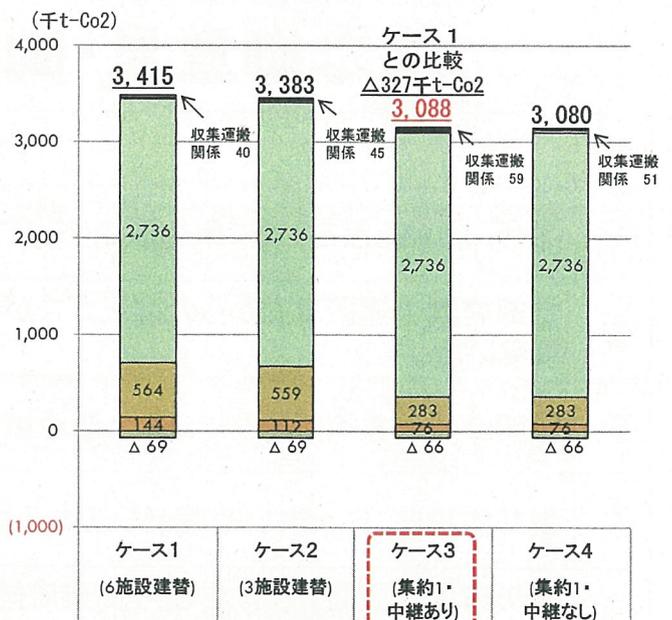
比較期間：既存施設_H26-40(15年間)+新施設_H41-55(15年間)の30年間で比較



LCC(ライフサイクルコスト)

※総事業費による比較

内訳：■ 施設整備費, ■ 運営・維持管理費, ■ 収集運搬費, ほか中継施設関係費用(ケース3のみ)



LCA(ライフサイクルアセスメント)

※二酸化炭素排出量

内訳：■ 売電, ■ 焼却施設電気使用量, ■ 焼却施設燃料使用量, ■ 焼却処理量, ほか収集運搬及び中継施設関係

- ② 焼却施設や運搬車両からの排気ガスが「ぜん息」や「公害」の原因になっているのではないか。

『環境保全対策について』

環境基準

環境基準の達成

■環境基本法に基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音などのそれぞれについて、「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として環境保全対策を総合的に実施するための基準

排出基準

■大気汚染防止法に基づき、環境基準が達成されるよう個々の施設において発生するばい煙(※)について排出を規制するための基準

※ばい煙：物の燃焼等に伴い発生するいおう酸化物、ばいじん(いわゆるスス)など

自主基準

■地域住民の生活環境を保護するための排出基準よりも厳しい基準

地域住民等との協議により基準を設定する。

■現盛岡市クリーンセンターでも、施設周辺の町内会と盛岡市で「公害防止協定」を締結し、自主基準を設定している。

■新焼却施設におきましても、地域住民との協議により自主基準を設定する予定

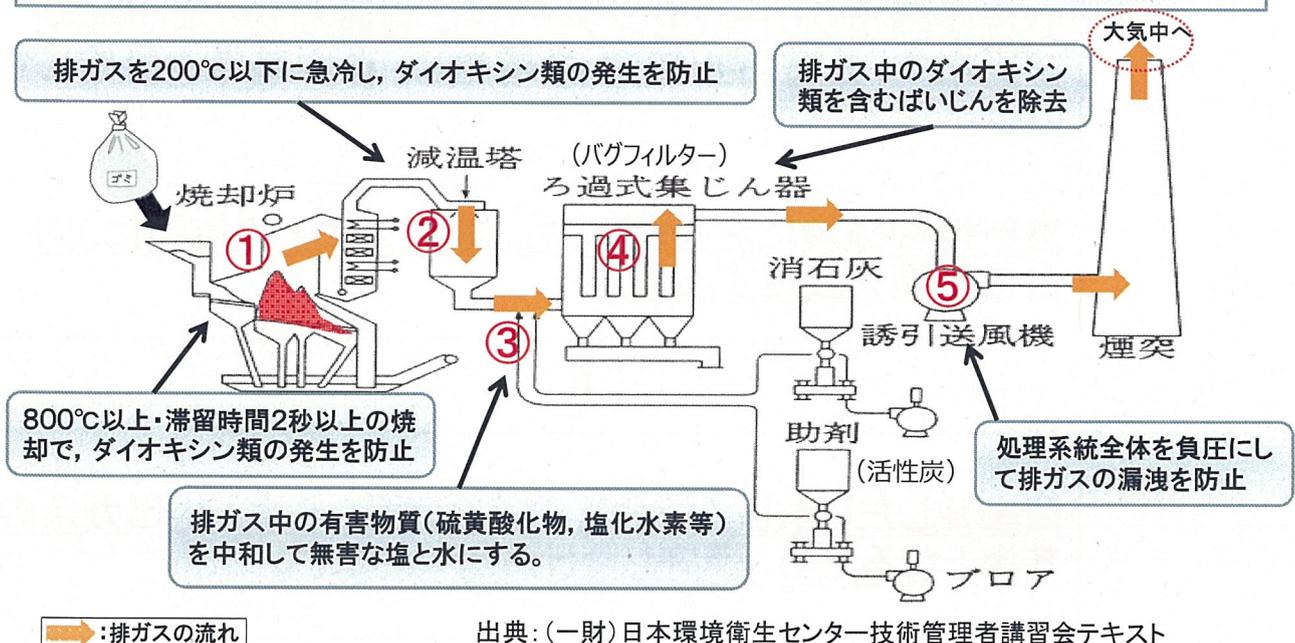
■設定した「自主基準」は、施設稼働における排出ガスの基準となるため、遵守しなければならない。

ごみの焼却に伴って発生する「排気ガス」の中に含まれる有害物質と処理対策

有害物質	発生原因	除去方法
ばいじん	■排ガス中の固形物 (いわゆるスス)	■バグフィルター等の集じん装置により除去
硫黄酸化物	■ごみ中の硫黄(ゴムの加硫剤, ビニール添加剤)や石油の燃焼	■乾式(消石灰, 重曹など吹込) ■半乾式(消石灰スラリーなど吹込) ■湿式(カセイソーダ洗浄)
窒素酸化物	■ごみ中の窒素分の燃焼 ■空気中の窒素と酸素の反応	■燃焼抑制, 無触媒・触媒式脱硝 (アンモニア・尿素で分解)
塩化水素	■ごみ中の塩素分の燃焼	■乾式(消石灰, 重曹など吹込) ■半乾式(消石灰スラリーなど吹込) ■湿式(カセイソーダ洗浄)
ダイオキシン類	■不完全燃焼 (不完全燃焼の炭素)	■燃焼制御, 活性炭(吹込, 吸着), 触媒式(燃焼制御)
水銀	■ごみ中の水銀に由来 (体温計, 電池, 血圧計等)	■活性炭(吹込, 吸着)

排ガス対策

排ガス処理設備により, 排ガス中のダイオキシン類, 硫黄酸化物, 塩化水素, ばいじん, 金属類を除去します。



出典: (一財)日本環境衛生センター技術管理者講習会テキスト

排出基準・市クリーンセンター協定値(自主基準)・H29測定値 比較

煙突出口の測定結果	既設排出基準 (国の基準) [A]	クリーンセンター 協定値(自主基準) [B]	クリーンセンター 測定値(H29) [C]	基準値/測定値 [A/C]
ばいじん (g/Nm ³)	0.08	0.01	<u>0.000</u>	—
硫黄酸化物(ppm)	1,592	10	<u>0.4</u>	3,980分の1
窒素酸化物(ppm)	250	100	<u>60.7</u>	約4分の1
塩化水素 (ppm)	430	10	<u>4.3</u>	100分の1
ダイオキシン類 (ng-TEQ/Nm ³)	1	0.1	<u>0.0079</u>	約126分の1

最新の稼働施設における自主基準値・測定値

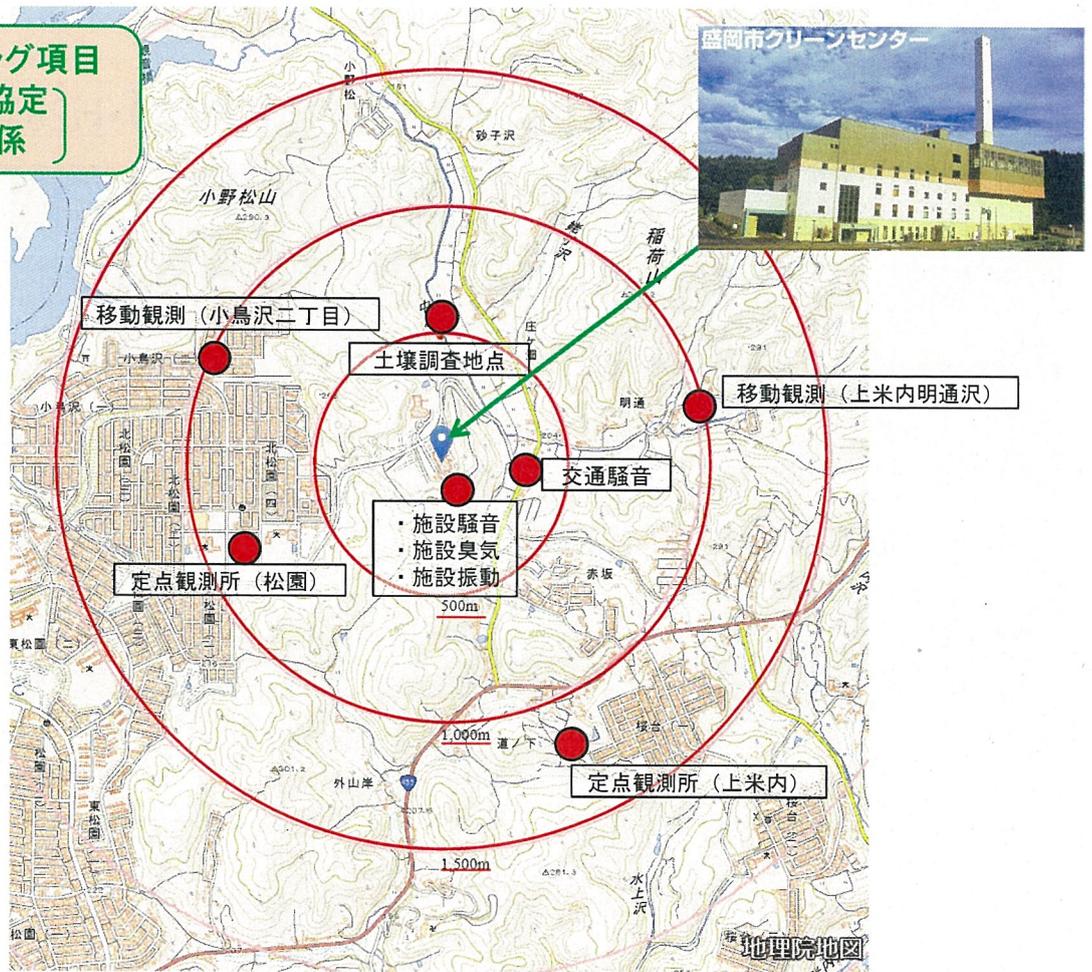
区 分	今治市クリーンセンター (愛媛県) (H30.4月稼働) 174t/日		杉並清掃工場 (東京都) (H29.10月稼働) 600t/日	
	(自主基準値)	(H30測定値)	(自主基準値)	(H29測定値)
ばいじん (g/Nm ³)	0.01	0.0006未満	0.01	不検出
硫黄酸化物(ppm)	30	10.9	10	不検出
窒素酸化物(ppm)	50	22.9	50	22~35
塩化水素 (ppm)	40	25.2	10	不検出
ダイオキシン類(ng-TEQ/Nm ³)	0.05	0.0004	0.1	0.00003

※4~11月平均

区 分	武蔵野クリーンセンター (東京都) (H29.4月稼働) 120t/日		豊中市伊丹市クリーンランド (大阪府) (H28.4月稼働) 525t/日	
	(自主基準値)	(H29測定値)	(自主基準値)	(H29測定値)
ばいじん (g/Nm ³)	0.01	0.001未満	0.01	0.001
硫黄酸化物(ppm)	10	1未満	10	0.4
窒素酸化物(ppm)	50	36.4	30	16.3
塩化水素 (ppm)	10	2.5	10	1.0
ダイオキシン類(ng-TEQ/Nm ³)	0.1	0.00002	0.05	0.00001

資料:各施設ホームページ/表記上の「0.000」、「未満」、「不検出」は各自治体等により検出下限値未満の場合等に表記

環境モニタリング項目
〔公害防止協定〕
第7条関係



「焼却施設から、生活環境等に影響する有害物質が出ているのではないか」という御質問を頂いています。

実際に、施設周辺でそのようなことが起こっているのか、次の2つの測定結果で比較してみました。

- ①盛岡市クリーンセンターで測定している**施設周辺の測定結果**
- ②盛岡**市内**測定結果

測定項目	環境基準 (国の基準)	①盛岡市クリーンセンター				②盛岡市内
		測定場所:松園		測定場所:上米内		測定場所:津志田 ※市役所都南支所
		建設前 (H8~9)	H29	建設前 (H8~9)	H29	H29
二酸化硫黄(ppm)	0.04	0.003	<u>0.001</u>	0.012	<u>0.000</u>	<u>0.000</u>
二酸化窒素(ppm)	0.06	0.022	<u>0.003</u>	0.026	<u>0.002</u>	<u>0.007</u>
浮遊粒子状物質(mg/m3)	0.10	0.067	<u>0.014</u>	0.059	<u>0.012</u>	<u>0.011</u>

※測定項目は他にもありますが「クリーンセンター」及び「津志田」の共通項目で比較

■比較してみても、クリーンセンター周辺は国の基準を大きく下回っています。

大気中のダイオキシン類濃度測定を一般環境地域1地点と盛岡市クリーンセンター敷地内で測定しました。
平成29年度の測定結果は、次のとおりです。

調査地点	H29 年平均 ※1	《春季》 5月30日～ 6月6日	《夏季》 7月31日～ 8月7日	《秋季》 10月20日～ 10月27日	《冬季》 12月1日～ 12月8日
津志田(一般環境地域)	0.014	0.0069	0.0064	0.032	0.0091
盛岡市クリーンセンター周辺地域	0.011	0.010	0.0076	0.014	0.012

《参考》※2	H18	H24	H29
津志田(一般環境地域)	0.034	0.015	0.014
盛岡市クリーンセンター周辺地域	0.018	0.015	0.011

単位：ピコグラム-TEQ（1立方メートル当たり）

環境基準値：0.6ピコグラム-TEQ以下（1立方メートル）

※1：測定値は、それぞれの期間に毎日測定した値の平均を表示しています。

資料：岩手県環境生活部_ダイオキシン類環境モニタリング調査結果

※2：「廃棄物焼却炉」周辺地域を『発生源周辺』として調査しており、「盛岡市クリーンセンター周辺地域」が対象となっている「H18・H24・H29」から抜粋

「焼却施設周辺の学校は、ぜん息にかかっている割合が高い」という御意見を頂いています。

実際に、「学校保健統計調査」の結果で調べてみました。

(単位：%)								(単位：%)							
小学校		H25	H26	H27	H28	H29	H30	中学校		H25	H26	H27	H28	H29	H30
市クリーンセンター周辺	米内	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	市クリーンセンター周辺	松園	2.0	2.6	2.0	1.8	0.4	0.0
	松園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		北松園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	北松園	3.9	0.0	3.2	0.0	0.0	0.0		米内	3.4	3.8	4.2	0.0	0.0	0.0
	東松園	5.5	5.6	6.3	5.9	5.0	0.0								
土淵	0.0	0.3	0.0	2.8	3.6	4.1		土淵	4.9	5.8	2.5	1.8	1.7	0.0	
市平均	2.65	2.14	2.44	1.33	1.89	0.95		市平均	1.42	1.43	1.88	1.53	1.41	1.30	
県平均	3.50	3.60	3.50	2.50	3.90	未公表		県平均	2.20	2.00	1.80	1.50	3.10	未公表	
全国平均	4.15	3.88	3.95	3.69	3.87	未公表		全国平均	3.22	3.03	3.00	2.90	2.71	未公表	

資料：文部科学省「学校保健統計調査」

割合：《気管支喘息》の該当者/全児童・生徒数

■本調査結果では、「焼却施設」が「ぜん息」の直接原因となっていると特定するのは難しいものと考えられます。

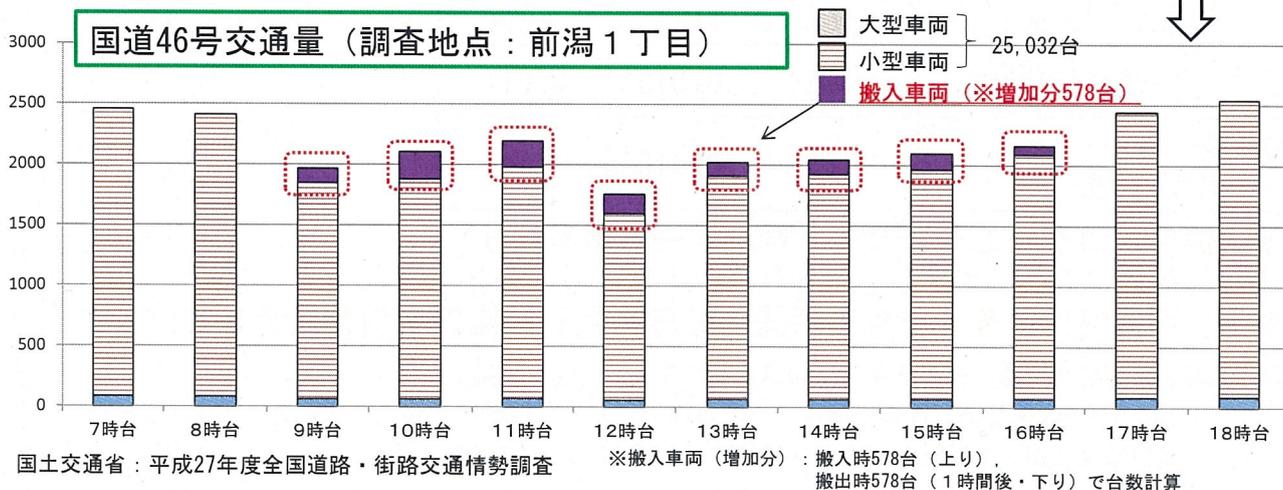
なお、総務省が設置する「公害等調整委員会」においては、「焼却施設」が公害や健康被害の直接の原因と認められた事例報告はありません。

■搬入車両による増加見込台数578台を，施設の受入れ時間帯別割合で想定し，国道46号の交通量への影響を予想してみました。

平成30年9月24日(月)～28日(金)の盛岡市クリーン平均 (単位:台)

	直営・委託 車両	許可車両	一般車両	計	時間帯別割合 (%)
9時～	20	29	24	73	20.4%
10時～	31	14	23	68	19.0%
11時～	28	13	24	65	18.2%
12時～	4	10	19	33	9.2%
13時～	4	10	22	36	10.1%
14時～	3	9	27	39	10.9%
15時～	1	7	35	43	12.0%
合計	91	92	174	357	100.0%

新焼却施設における(仮)578台/日を 時間帯別割合により按分	
9時～	118台
10時～	110台
11時～	105台
12時～	54台
13時～	58台
14時～	63台
15時～	70台
合計	578台

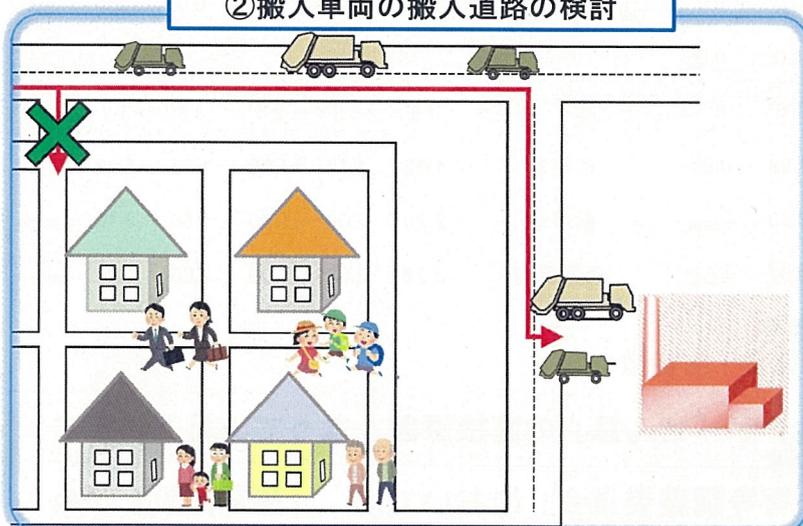


「搬入車両の安全・安心な交通対策」

①搬入車両の受入時間の設定



②搬入車両の搬入道路の検討



③環境配慮型の車両の導入検討

EVごみ収集車 (電池交換型) 電池ステーション



EVごみ収集車 (手前) と 電池ステーション (奥)
(川崎市ホームページ)

※盛岡市クリーンセンター付近においては，パッカー車による搬入時等における事故は稼働 (平成10年4月) 以来確認されておりません。

③ 説明会の対象範囲を最初から土淵地域全体にしなかったのはなぜか。

「廃棄物処理施設設置等事前協議等の留意事項(平成15年岩手県通知)」を参考に、平成29年5月に公表した最終整備候補地4か所の説明会対象範囲を次のとおり県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会で設定しました。

- 整備候補地から半径500m内に住居がある町内会
→ 「盛岡インターチェンジ付近」の場合
上厨川自治会，前潟自治会を対象に説明会を開催

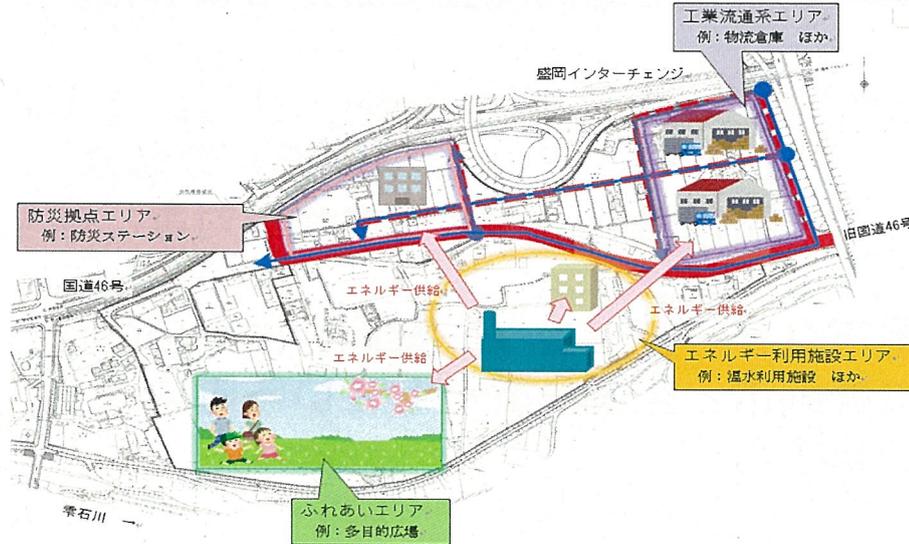
※ 「盛岡市クリーンセンター敷地」については、現在の施設建設時に盛岡市と覚書を締結している町内会を説明会の対象としています。

- 平成29年度開催の住民説明会の中で、土淵地域全体を対象とした説明会の開催について御意見を頂いたこと。
- 平成30年5月22日の「土淵地区まちづくり懇談会」において、「均衡あるまちづくり」についての御要望が寄せられたこと。

これらのことを踏まえ、土淵地域活動推進協議会様と相談させていただき、土淵地域全体（6町内会）を対象とする説明会（懇談会）を開催する経緯となりました。

④ 焼却施設が、ふれあいや賑わいのあるまちづくりに貢献するのか、理解できない。

■地域の皆様と「まちづくり」を検討するに当たり、余熱利用施設や周辺施設に焼却施設で発生するエネルギー（電気・熱）を利用することにより、焼却施設がエネルギー供給拠点として、また、施設見学等を通じて環境学習の機会の場の提供、災害時には地域の避難所としての機能を備えること等により、地域振興やまちづくりに貢献できるものと考えています。



事例：地域の防災拠点

＜東京都 武蔵野クリーンセンター＞

■施設の機能やまちづくりについて検討を重ね、災害にも強い施設づくりとしてエネルギー供給機能を備えた「地域の防災拠点」の施設事例です。



資料：東京都武蔵野市



⑥ 「ごみ処理施設建設の反対署名」は無視するのか。

平成29年度に提出された反対要望書の主旨は次のとおりです。

- 1 市の西玄関口に相応しい基盤整備こそ優先し、ゴミ処理施設に反対する。
- 2 風評被害の虞れある施設ではなく、地域住民の賛意が得られる施設を望む。
この種の施設は、人々の居住地・生産活動地から離れた場所が相応しい。
- 3 地区は商業施設の立地により賑わい、また児童生徒数も増加傾向の中、処理施設建設による風評被害が出れば、発展の壁となる虞があり建設に反対する。
- 4 ゴミ積載車が270～500台とも説明され、渋滞・悪臭・安全確保・その他 道路関係の安全対策は、納得できるものでなく、同計画に強く反対する。

反対理由の中には、

- ・ 臭気に対する不安
- ・ 収集車両による交通渋滞 など

施設の設置に伴う影響が心配であることなどが挙げられています。

■これまでに頂いた環境影響等への懸念につきましては、本日の懇談会の中で御説明させていただきましたが、今後におきましても、機会を捉えて、地域の皆様に御理解を深めていただけるよう努めてまいります。